

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻

15時 20分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 ( 1 / 12 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第2537.7報)

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

2024年 2月 24日

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原2-2
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [2月24日11時00分現在]</li> <li>・サブドレン等 分析結果 [採取日 2月23日]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 2月23日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 2月23日]</li> <li>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 2月21日、23日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内&gt; [採取日 2月23日]</li> <li>・海水分析結果&lt;発電所から3km以内&gt; [採取日 2月23日]</li> </ul> ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。  【公表区分：その他】  ※添付の有 <sup>り</sup> ・無し (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

( 2 / 12 )

- (注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。
- (注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。
- (注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2024年2月24日 11:00現在

2024年2月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.3 m <sup>3</sup> /h	給水系: 0.0 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.3 m <sup>3</sup> /h	給水系: 1.9 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.9 m <sup>3</sup> /h	
原子炉压力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 15.0 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 12.1 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 14.4 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 24.5 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 25.8 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 16.9 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 16.6 °C	
原子炉格納容器 内温度	HMH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 14.5 °C HMH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 14.5 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 24.9 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HMH2-16B (TE-16-114G#1): 24.9 °C	PCV温度 (TE-16-002): 15.6 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 16.4 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.40 kPa g	0.91 kPa g	0.51 kPa g	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 16.97 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 15.77 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	RPV-A: 6.62 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.49 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	RPV-A: 8.00 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 8.10 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	26.1 m <sup>3</sup> /h	17.49 Nm <sup>3</sup> /h	23.38 Nm <sup>3</sup> /h	
原子炉格納容器 水系温度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.06 vol% B系: 0.05 vol%	A系: 0.30 vol% B系: 0.30 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe-135) ※2	A系: 指示値 1.42E-03 検出限界値 5.28E-04 B系: 指示値 1.12E-03 検出限界値 3.46E-04	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01	
使用済燃料プール 水温度	21.6 °C	20.1 °C	※5	※5
FPC 及び D/C の 水位	4.61 m	3.08 m	3.50 m	35.6 X100mm

【注】単位はSI単位

※1: 指示値は1000分の1で表示される。 (表示範囲が極めて狭い場合は、計器種類によりアラーム表示される場合があるため)

※2: 放射能濃度は原子炉格納容器内の放射能濃度を指す。 (放射能濃度は放射能濃度計で測定される)

※3: 窒素封入流量は、圧力で流量を測定した値を示す。

※4: 窒素封入流量は、圧力で流量を測定した値を示す。

※5: 水位計の指示値は、水位計の指示値に補正係数を乗じた値を示す。

【留意事項】  
各計器類については、地震やその他の非常事態の影響を受けて、通常の使用状態と異なる状態にあるものもあり、正しく測定されておらず、信頼性の低いデータを示している可能性がある。また、計器類の故障や、データの異常発生により、このデータが正確でない可能性がある。このデータは、通常の運用時にのみ有効であり、非常時の運用には適用しない。また、このデータは、最新のデータに基づいており、過去のデータとは異なる可能性がある。

2024年2月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

## サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2024/02/23 06:41	< 5.5E+00	< 4.6E+00	7.0E+01
2号機サブドレン	2024/02/23 06:36	< 1.3E+01	3.1E+01	1.9E+03
3号機サブドレン	2024/02/23 06:55	< 4.6E+00	< 5.1E+00	< 3.8E+00
4号機サブドレン	2024/02/23 07:00	< 2.5E+00	< 3.4E+00	< 3.9E+00
5号機サブドレン	2024/02/23 07:05	< 4.2E+00	< 4.6E+00	< 3.4E+00
6号機サブドレン	2024/02/23 06:55	< 3.8E+00	< 5.4E+00	< 3.7E+00
構内深井戸	—	—	—	—

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

2024年2月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2024/02/23 07:00	< 2.5E+00	< 3.4E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋北東	2024/02/23 07:32	< 3.6E+00	< 4.2E+00	< 3.7E+00
プロセス主建屋南東	2024/02/23 07:27	< 3.9E+00	< 3.9E+00	< 4.2E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2024/02/23 07:10	< 2.4E+00	< 4.3E+00	< 3.7E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2024/02/23 07:18	< 4.7E+00	< 4.9E+00	3.3E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2024/02/23 07:05	< 4.1E+00	< 4.2E+00	< 5.5E+00
サイトバンカ建屋南東	2024/02/23 07:23	< 4.2E+00	< 5.5E+00	< 4.2E+00

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (MD) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{O.O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

2024年2月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2024/02/23 07:40	3.5E+00	< 6.3E-01	2.1E+00
物揚場排水路	2024/02/23 07:48	< 3.9E+00	< 4.4E-01	9.6E-01
K排水路	2024/02/23 06:00	1.0E+01	< 5.0E-01	6.9E+00
BC排水路	2024/02/23 06:00	< 2.9E+00	< 5.0E-01	< 5.8E-01
D排水路	2024/02/23 07:43	< 3.9E+00	< 5.1E-01	< 4.7E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・不符号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>O</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路蒸気情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2024年2月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

観測地点	採取日時	全β (Bq/L)	放射性核種放出線					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	分析項目			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1	2024/02/23 07:35	1.6E+04	< 2.5E-01	< 2.7E-01	< 3.3E+00	< 1.6E+00	9.5E-01	6.2E+01	-	
No.1-6	2024/02/23 07:55	1.7E+06	< 9.6E+01	< 9.3E+01	< 4.1E+03	< 2.3E+03	1.0E+04	5.8E+05	-	
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-9 ※1	2024/02/23 07:25	3.3E+01	-	-	-	-	-	-	7.4E+01	
No.1-11	2024/02/23 07:29	9.7E+01	< 3.6E-01	< 2.5E-01	< 3.4E+00	< 1.5E+00	4.9E-01	2.0E+01	-	
No.1-12	2024/02/23 07:45	4.8E+02	< 5.2E-01	< 8.6E-01	< 8.6E+00	< 4.8E+00	1.8E+00	1.4E+02	-	
No.1-14	2024/02/23 08:00	5.7E+03	< 2.9E-01	< 3.3E-01	< 2.7E+00	< 1.1E+00	< 3.3E-01	9.9E+00	-	
No.1-16	2024/02/23 07:50	4.1E+04	< 3.9E-01	< 4.7E-01	< 3.6E+00	< 1.6E+00	< 6.9E-01	1.3E+01	-	
No.1-17	2024/02/23 07:39	1.3E+05	< 3.7E-01	< 3.9E-01	< 4.3E+00	< 1.9E+00	< 5.4E-01	6.9E+00	-	

\*不詳号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 \*測定対象外および観測中止の項目は「-」と記す。  
 \*O.E±Oとは、O.O×10<sup>0</sup>であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読み。  
 ※1 No.1-9は、採水時による検出であるため、γ測定は実施せず、全βは参考値としてご留意ください。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
1,2号観測孔(ベント) 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2024/02/23 07:19	7.7E+02	< 3.1E-01	< 4.0E-01	< 3.2E+00	< 1.3E+00	< 4.0E-01	1.3E+00	-
No.2-7	2024/02/23 07:15	2.7E+02	< 2.6E-01	< 2.6E-01	< 2.1E+00	< 9.6E-01	< 3.3E-01	9.2E+00	5.0E+02
No.2-B	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号観測孔(ベント) 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 *3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号観測孔(ベント) 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-

\*不詳号 (<:小字) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

\*測定対象がベント採取中の項目は「-」と記す。

\*O.0E+00とは、0.0x10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1x10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1x10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1x10<sup>-1</sup>で0.31を意味する。

\*2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、測定は実施せず、全βは参考値としての測定に限定。



9/12

2024年2月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	分析項目				Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
				Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Pu-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)		
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9※1	2024/02/21 06:57	2.7E+01	4.7E+02	-	-	-	-	-	7.4E+01
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不検出 (< 小文字) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および測定中止の項目は「-」と示す。

・C.O.F.±0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

・(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^{+1}$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^{+0}$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み。

・H-3以外の項目は、放射線による検出であるため、検出は実施せず。全βは参考値としての値後に測定。

※1 No.1-9は、採取器による検出であるため、検出は実施せず。全βは参考値としての値後に測定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

観測地点	観測日時	分析項目							塩素 (ppm)			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)		Cs-137 (Bq/L)		
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 82		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2024/02/21 07:01	4.4E+02	1.7E+03	< 2.2E-01	< 3.1E-01	< 4.0E+00	< 1.8E+00	7.5E-01	5.1E+01	-	-	-
No.2-7	2024/02/21 07:05	4.9E+02	1.7E+03	< 2.2E-01	< 2.3E-01	< 3.9E+00	< 2.0E+00	2.5E+00	1.2E+02	4.8E+02	-	-
No.2-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 82		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不字号 (< ; 小文字) は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と示す。  
 ・C.O.E±0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。  
 ・(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^{+1}$ で31、 $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^{+0}$ で3.1、 $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み取れる。  
 ・H-3以外の項目は測定されず。  
 ・※2 No.2-5、No.3-5は、取水網による採取であるため、V値は表しません。余計な参考値として示す場合は別途に決定。

11/12

2024年2月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 海水分析結果<港湾内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2024/02/23 07:55	1.4E+01	< 3.9E-01	< 3.2E-01
1F 物揚場前	2024/02/23 07:35	1.2E+01	< 3.1E-01	3.9E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (栗波除堤北側)	2024/02/23 07:30	1.2E+01	< 2.8E-01	1.6E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2024/02/23 07:00	< 1.0E+01	< 3.3E-01	2.7E+00
1F 港湾口	2024/02/23 06:36	1.4E+01	< 3.2E-01	< 3.5E-01
1F 港湾中央	2024/02/23 06:30	< 1.3E+01	< 3.8E-01	9.6E-01
1F 港湾内東側	2024/02/23 06:33	1.7E+01	< 3.4E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内西側	2024/02/23 06:28	< 1.4E+01	< 3.0E-01	< 3.0E-01
1F 港湾内北側	2024/02/23 06:25	< 1.4E+01	< 2.7E-01	< 2.6E-01
1F 港湾内南側	2024/02/23 06:39	< 1.2E+01	< 3.3E-01	< 3.1E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン*1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0\times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1\times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1\times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1\times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

12/12

2024年2月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2024/02/23 06:36	—	< 5.3E-01	< 5.8E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2024/02/23 07:10	1.1E+01	< 7.4E-01	< 7.9E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン*1			1.0E+01	1.0E+01

- ・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。  
(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

\*1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

- ・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻

17 時 20 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 7 8 報)

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

2024 年 2 月 24 日

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 3 6 7 報他にてお知らせした, 増設雑固体廃棄物焼却建屋での火災報知器の発報について, その後の状況をお知らせします。  廃棄物貯留ピット内への注水開始以降, 廃棄物貯留ピット内の状況を確認しておりますが, 現在も水蒸気の滞留が解消していないため, 注水を継続しております。 1 4 時 4 7 分, 公設消防により「非火災」と判断されました。  なお, 周辺のモニタリングポスト等への影響は確認されておりません。 引き続き, 周辺のモニタリングポスト等への影響を確認しながら注水を継続していきます。  【公表区分: C 統】 上記の連絡内容について, 準備が整い次第, 報道機関関係者にお知らせします。  ※添付の有リ・ <del>無</del> (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態核当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態核当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 17時20分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25379報)

2024年2月24日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25374報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクDに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。  ・排水開始 : 10時51分 ・排水終了 : 13時59分 ・排水量 : 467m <sup>3</sup>  排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。  【公表区分: E】  ※添付の有り・無し (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度gal数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。